

入札公告兼入札説明書

EGFR解析業務委託

令和3年4月20日 公告

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立がんセンター

次のとおり一般競争入札を行います。

令和3年4月20日

地方独立行政法人神奈川県立病院機構
神奈川県立がんセンター

この入札公告兼入札説明書は、本入札に係る公告並びに次に掲げる法令のほか、この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を明らかにするものである。

- (1) 地方独立行政法人法（平成15年7月16日法律第118号）
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）
- (4) 当法人の会計規程、会計実施規程、契約事務取扱規程及びたな卸資産等管理規程
- (5) 競争入札参加者の資格に関する規則（昭和40年神奈川県規則第106号）

1 入札案件の内容

- (1) 業務の名称
EGFR解析業務委託
- (2) 履行期間
契約締結日から令和4年3月31日まで
- (3) 業務の内容
別添仕様書のとおり
- (4) 履行場所
神奈川県立がんセンター

2 入札参加者に求められる資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿において、営業種目として「検査業務委託」若しくは「その他の業務請負等委託」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されている者であること。
- (3) 神奈川県の競争入札で、指名停止期間中でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ適正に遂行しうる者であること。

3 入札に関する事務を担当する所属

地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立がんセンター
担当 財務経営課 都築

郵便番号 241-8515
所在地 横浜市旭区中尾2-3-2
電話番号 (045)520-2222
ファックス番号 (045)520-2202

4 入札及び開札

- (1) 入札参加希望者は、令和3年4月26日（月）正午までに、別紙「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」を直接持参するか、配達記録が残る郵便等により3に記載した入札に関する事務を担当する所属に提出してください。確認申請の結果については、令和3年4月26日（月）午後1時以降に「競争参加資格確認通知書（様式6）」を、「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知します。
ただし、「入札参加資格確認通知書（様式6）」で競争参加資格「有」とした場合でも、開札後、改めて資格を確認し、資格の確認ができた場合のみ落札者として決定しますのでご注意ください。
- (2) 競争入札に係る文書に使用する言語は日本語に限ります。また、入札金額の表示及び契約金額の支払いは、日本通貨に限るものとします。
- (3) 競争入札参加者は、入札説明書並びに別紙仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「仕様書等」という。）を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において、入札説明書及び仕様書等について疑義がある場合は、3に記載した所属の担当職員に説明を求めることができます。ただし、入札説明書及び仕様書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできません。
- (4) 競争入札参加者は「入札書（様式2）」及び別紙を直接持参、もしくは配達記録が残る郵便等により、5(4)の入札書提出締切日時必着で、3に記載の所属まで提出してください。
- (5) 開札は5(5)に記載した開札予定日時に入札執行権者が行い、入札結果を5(6)に記載の入札結果発表予定日時に競争入札参加者に連絡します。
- (6) 入札書及び別紙は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「〇月〇日開札、EGFR解析業務委託の入札書在中」と朱書きして下さい。
- (7) 競争入札参加者は、記事事項を訂正する場合は、当該訂正部分について訂正印を押印して下さい。
- (8) 競争入札参加者は、その提出した入札書及び提案書の引換え、変更又は取消しをすることができません。
- (9) 競争入札参加者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることができます。
- (10) 一堂に会しての入札及び開札は行いませんが、競争入札参加者が希望する場合には、開札に立ち会うことができます。開札に立ち会う場合は、3に記載した所属に「入札参加資格確認通知書（様式6）」及び運転免許証等の本人確認書類を提示してください。

(11) 入札回数は原則1回としますが、開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がないときは、5(7)～(10)に記載の日程により2回目の入札を行います。5(5)の時刻以降に「再度入札通知書(様式12)」又は「落札者決定通知兼再度入札通知書(様式14)」を、「競争入札参加資格確認申請書(様式1)」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより送付することにより通知します。なお、1回目の入札において不参加であった者、無効な入札をした者又は失格となった者は再度入札に参加することはできません。

2回目の入札にあたっては、「入札書(様式2)」の「入札回数」欄に「2回目」と記載の上、必要事項を記入し、(6)に記載した方法により、3に記載した所属に提出してください。

5 入札日程

- (1) 競争参加資格確認申請受付期間
令和3年4月26日(月)正午まで
- (2) 競争参加資格確認通知日
令和3年4月26日(月)午後1時以降
- (3) 入札書及び別紙提出期間(1回目)
令和3年4月27日(火)午前8時30分から令和3年5月7日(金)正午まで
- (4) 入札書及び別紙提出締切日時(1回目)
令和3年5月7日(金)正午
- (5) 開札予定日時(1回目)
令和3年5月7日(金)午後1時
- (6) 入札結果発表予定日時(1回目)
令和3年5月7日(金)午後3時以降
- (7) 入札書及び別紙提出期間(2回目)
令和3年5月10日(月)午前8時30分から令和3年5月14日(金)正午まで
- (8) 入札書及び別紙提出締切日時(2回目)
令和3年5月14日(金)正午
- (9) 開札予定日時(2回目)
令和3年5月14日(金)午後1時
- (10) 入札結果発表予定日時(2回目)
令和3年5月14日(金)午後3時以降

6 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、入札結果発表後に当該入札者によるくじ引きにより、落札者を決定しますので、くじ引きの連絡を受けた場合は3に記載した所属にお集まりいただきます。
- (3) 前記(2)の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当機構の入札執

行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとします。

7 入札の無効

入札で次の一に該当するものは、これを無効とします。

- ア 競争入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- イ 入札金額、納入品目名、競争入札参加者本人の氏名及び押印（法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者又は受任者の氏名及び押印）のない入札書
- ウ 納入品目名に重大な誤りのある入札書
- エ 入札金額の記載が不明確な入札書
- オ 入札書の記載を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- カ 競争入札参加者の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者又は受任者の氏名）の判然としない入札書
- キ その他入札に関する条件に違反した入札書

8 入札に関する質問及び回答

(1) 質問方法

入札に関する質問は、下記お問い合わせフォームから送信してください。

質問に対する回答については、お問い合わせフォームにご記入いただいたEメールアドレス又は「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」の入札担当者情報に記載のEメールアドレスに電子メールにより回答します。

《お問い合わせフォームアドレス》

<https://kanagawa-pho.jp/mailform/1595/mfp08/index.html>

(2) 質問期限

令和3年4月26日（月）正午まで

(3) 質問の回答予定日時

令和3年4月26日（月）午後3時以降

9 その他

- (1) 落札者が契約締結までに、2で定める入札参加者に求められる資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しません。

(2) 入札保証金

免除します。ただし、落札後に落札者が契約を締結しないときは、違約金として落札金額の100分の5に相当する額を徴収します。

(3) 入札に関し要する費用

入札参加者が本件入札に関して要する費用については、当該入札参加者の負担とします。

(4) 契約について

- ア 本契約は、契約締結者が契約の相手方とともに契約書に記名押印することにより確定するものとします。

イ 契約書は別添契約書（案）を参考に契約書を2通作成し、各自その1通を保持するものとします。

- (5) 当法人では、契約に係わる予算執行の適正を期するために必要があると認めた場合は、契約の相手方の当該契約に係る処理の状況について調査を行うことにしています。このため、本入札を落札し、契約する場合に取り交わす契約書には、次の条文を設けています。

(業者調査への協力)

第〇条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じるものとし、この契約の終了後も、終了日の属する会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

- (6) 本入札の結果に基づく契約は、令和3年度当初予算発効時において効果を生ずるものとします。